

林業専用道現地視察会を開催しました

1 林業専用道とは

「林業専用道」は、路網整備を加速し効率的な作業システムを構築するため、国の森林・林業再生プランで、丈夫で低コストな路網整備を推進する主要な取組みの一つとして平成23年度に創設された林道規格です。

従来の「林道」に比べ規格・構造を必要最小限とし土構造を基本とする「林業専用道」は公共施設に位置付けられ、これに対し、同一規格ながら非公共施設として位置づけられるものに森林整備加速化・林業再生基金事業による「林業専用道（規格相当）」（以下「規格相当」）があります。

林業専用道や規格相当は、作業道に近い設計となる反面、設計・施工には工夫が必要となり、地形・地質を踏まえ、現場から技術的知見を蓄積することが重要とされています。

2 現地視察会の開催

宮古農林振興センター林務室管内の民有林には林業専用道や規格相当の施工事例がないものの、当林務室管内の国有林には既に4路線の施工例があることから、三陸北部森林管理署の案内による現地視察会を平成27年10月30日開催しました。

この視察会は、岩手県林業専用道作設指針について、主に法面保護工に係る部分を改正する目的で岩手県森林保全課が行う現地調査に併せ、管内の市町及び地域けん引型林業経営体（以下「事業体等」）に路網整備に対する見識を深めていただくことを目的として企画し、当林務室から案内したものです。

事業体等に対しては、林業普及指導員が林業専用道についての概念や設計上のポイント等を説明し、午前と午後に地質の異なる路線を1路線ずつ視察しました。



林業普及指導員による林業専用道の説明

3 まとめ

林業専用道の設計思想は作業道にも通じる点が多く、事業体等の皆さんにとっては条件の異なる現場毎に技術的な留意点等を学ぶ貴重な機会となりました。

当林務室管内は、来年度市町村森林整備計画の策定年という節目を迎えますが、このような交流の場を通じて情報交換を行うことにより、路網整備を促進する具体的なビジョン作りにつなげていければと考えています。



林業専用道桐内線の視察状況